

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年3月2日に実施した教育局の行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年3月29日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 監査対象事務

野外体験教室について

2 監査の日程

平成29年10月5日から平成30年3月2日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 平成30年3月22日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>今回の行政監査の結果、野外体験学習については、学習計画書等に基づき実施されているなど特段の問題は見られなかったが、今後、利用承認事務及び契約事務を改善するために検討すべき事項は次のとおりである。</p> <p>(1) 利用承認に関する事務について</p> <p>ア 相模川ビレッジ若あゆ</p> <p>(ア) 平成29年7月に宿泊利用した団体において、利用承認申請書の提出が、規則で定める期間を過ぎている団体が見られた。</p> <p>(イ) 平成29年7月に児童生徒宿泊室を利用した団体において、承認事項変更の手続を行わないまま、引率者宿泊室を追加利用している団体が見られた。</p> <p>(ウ) 平成29年5月に、8月の日帰り利用の承認を受けた団体において、6月に利用人数の変更が行われていたが、利</p>	<p>平成29年10月5日から平成30年3月2日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>市内幼稚園及び特別支援学校高等部の利用に当たり、平成29年度は事前調整に時間を要したため、規則で定める11月1日から11月30日までの申請期間を過ぎて利用承認申請書の提出を受けておりましたが、平成30年度利用分につきましては、速やかに事前調整を行い、申請期間内に同申請書の提出を受けております。</p> <p>次に、平成29年7月に承認事項変更の手続を行わないまま、引率者宿泊室を追加利用した団体につきましては、平成29年12月10日に改めて利用承認変更申請書の提出を受け、利用承認変更通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、使用料につきましては、追加</p>

用承認変更申請書の提出が確認できなかった。また、利用日当日に利用の取消しが行われていたが、利用承認取消申請書の提出が確認できなかった。さらに、前納することが必要な使用料の納付が確認できなかった。

イ ふじの体験の森やませみ

(ア)平成29年7月に日帰り利用した団体及び10月に宿泊利用した団体において、利用承認申請書の提出が、規則で定める期間を過ぎている団体が見られた。

(イ)Sネットによる利用承認申請について、利用承認に係る決裁処理が行われていなかった。

今後、利用承認事務に当たっては関係諸規程を遵守し、事務処理方法や確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【学校教育相模川自然の村野外体験教室】

利用を含めた金額で事前に納付済みだったため、追加等はありませんでした。

次に、平成29年8月の日帰り利用の人数変更と利用取消しの申請書が未提出だった団体につきましては、平成30年2月26日に、代表者に対して、6月の人数変更は不要であったこと、利用取消しに当たり利用承認取消申請書の提出が必要だったこと、使用料は原則前納で当日取消しの場合は還付できないことを説明し、同日に利用承認取消申請書の提出を受けたことから、利用承認取消通知書を交付いたしました。併せて、未納となっていた使用料の200円についても徴収いたしました。

次に、ふじの体験の森やませみにおけるSネットによる随時利用の申請につきましては、これまで利用承認に係る決裁処理を行っておりませんでした。現在は、Sネットから出力される利用承認申請書を使用し、決裁処理を行っております。

今回の監査結果を重く受け止め、平成30年3月7日の所内会議において、所属長から全所属職員に対し、関係諸規定の遵守や事務処理方法・確認体制の見直しについて訓示を行ない、適正な事務執行に向けた意識の向上を

図りました。

今後につきましては、利用承認、変更及び取消し等の決定時における申請期間、申請者、利用日、利用室数、利用人数、使用料額、減免の有無について、担当者、承認者及び決裁者が確認するとともに、利用前日までに上記の項目と使用料の納付状況を複数で確認してまいります。

【学校教育部相模川自然の村野外体験教室】